

Ⅲ 「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！

贈与により取得した財産などを入力！

申告書が自動計算され便利に作成！

～「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成手順～

I 生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します(56ページ参照)。

II 贈与により取得した財産などを入力します(57ページ～58ページ参照)。

III e-Taxでデータ送信又は印刷して税務署に郵送等で提出します。

○ 具体的な操作方法等は、以下のとおりです。

◇◇◇ 「確定申告書等作成コーナー」へはこちらから ◇◇◇

国税庁ホームページ ※この画面は平成26年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をクリックし、表示された「所得税（確定申告書等作成コーナー）」の「確定申告書等作成コーナー」をクリックします。

入力例等

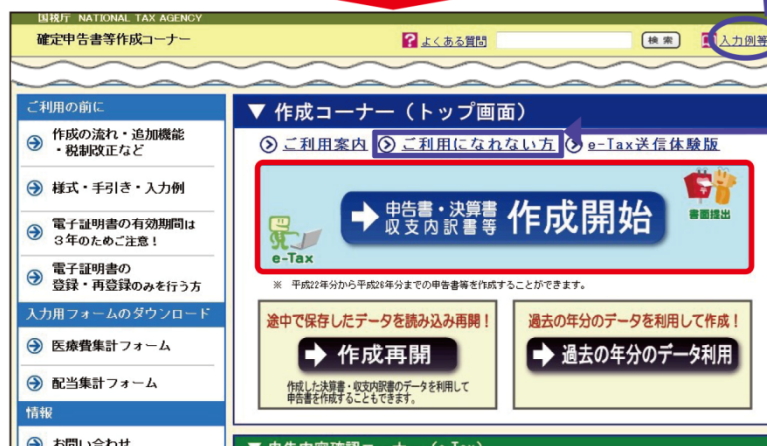
「確定申告書等作成コーナー」の「入力例等」では、事前準備に関する情報やこの冊子の以下の事例について「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

- 【事例1】 「一般の贈与の場合(20ページ) → (暦年課税)編」
- 【事例2】 「相続時精算課税の適用を受ける場合編」(21ページ) →
- 【事例3】 「配偶者控除の特例の適用を受ける場合(暦年課税編)」(25ページ) →
- 【事例4・5】 「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」(27・29ページ) →

ご利用になれない方

相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合などは、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の「ご利用になれない方」でご確認ください。



「申告書・決算書・収支内訳書等 作成開始」をクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って入力し、作成する申告書等の選択画面へ進みます。

※ お使いのパソコン等の環境により、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。



【入力例】 確定申告書等作成コーナーを利用して申告書（暦年課税）を作成する場合

私は、平成26年2月27日に父から現金200万円の贈与を受けました。
「**確定申告書等作成コーナー**」を利用して、暦年課税により申告します。

※ 「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス方法については、54ページを参照してください。

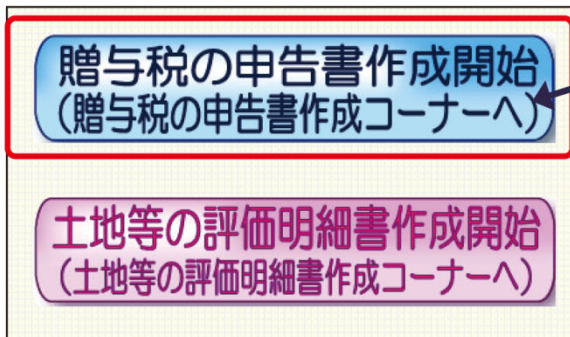
はじめに

① 作成する申告書等の選択画面で、贈与税の申告書を選択します。



この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、「**平成26年分 贈与税の申告書 作成コーナー**」をクリックしてください。

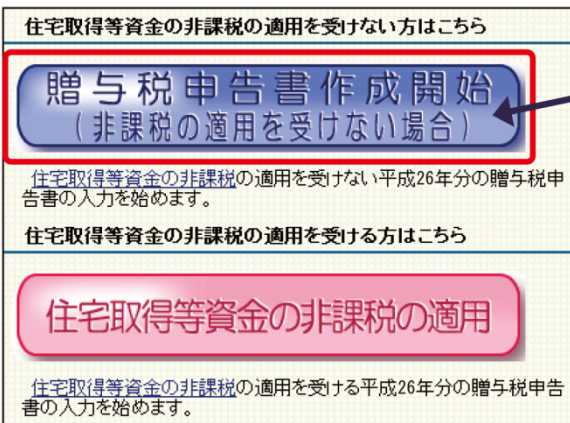
② 贈与税の申告書の作成を開始する前に画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。



この事例では、現金の贈与について贈与税の申告書を作成しますので、「**贈与税の申告書作成開始 (贈与税の申告書作成コーナーへ)**」をクリックしてください。

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、土地等の評価明細書作成コーナーを利用して財産の評価を行うことができます。

③ 作成開始画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。



この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を受けませんので、「**贈与税申告書作成開始 (非課税の適用を受けない場合)**」をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合にも「**住宅取得等資金の非課税の適用**」をクリックします。

I 生年月日、住所、氏名等を入力し、課税方式などを選択します。

① 生年月日等の入力画面で、生年月日等を入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法を選択してください。
【必須】

e-Taxにより税務署に提出する。
 印刷して税務署に提出する。

* e-Taxにより申告書等を送信するためには、事前に手続や利用環境などの準備が必要です。

生年月日

生年月日
【必須】

-選択- 年 月 日

住所、氏名等

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

1 郵便番号
【必須】
※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。

2 住所
【必須】
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。

3 申告書等を提出する税務署名
【必須】
税務署の所在地及び管轄区域

4 あなた(財産を取得した方)の氏名
フリガナ
【必須】

5 あなた(財産を取得した方)の氏名
漢字
【必須】

6 職業

7 電話番号

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。

申告される方(財産を取得した方)の住所を入力してください。
なお、郵便番号を入力の上、**住所検索** をクリックすると住所欄に対応する住所が表示されます。

また、**市区町村選択** をクリックして都道府県から市区町村を選択することもできます。

申告書等を提出する税務署を選択してください。

なお、**住所検索** から住所を入力した場合には自動で表示されますので、表示された申告書等を提出する税務署を確認してください。

申告される方(財産を取得した方)の氏名(フリガナ)、氏名(漢字)、職業及び電話番号を入力してください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

② 取得財産の入力画面で、課税方式などを選択します。

e-Tax

取得財産の入力

当画面の入力例

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に従って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます。)

該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

* 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期時に提出した場合に限り控除することができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期時の経過後に提出される方はこちら。

差引税額のみを入力される方はこちら

この事例では、暦年課税により申告しますので、「**一般の贈与(基礎控除額110万円)**」をクリックしてください。

贈与税の配偶者控除の特例(59ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)**」をクリックします。

相続時精算課税(2ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、「**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)**」をクリックします。

II 贈与により取得した財産などを入力します。

① 一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）画面で、贈与者の氏名や住所などを入力し、**入力終了（次へ）>** をクリックします。

贈与者（財産をあげた方）について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ
[各全角カナ11文字以内]
 セイ: 白くぜい
[各全角10文字以内]
 メイ: けすけい

(2) 贈与者の氏名 漢字
[各全角10文字以内]
 姓: 白根
[その他は全角3文字以内]
 名: 一太郎

(3) 贈与者の続柄
[全角40文字以内]
 父

(4) 贈与者の生年月日
 昭和 28 年 5 月 5 日

(5) 贈与者の住所
[全角40文字以内]
 〒145田区東が崎3-1-1

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了（次へ）>**

贈与者（財産をあげた方）の氏名（フリガナ）、氏名（漢字）、続柄、生年月日及び住所を入力してください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

② 一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、**入力終了（次へ）>** をクリックします。

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】 平成26年 2 月 27 日

(2) 贈与を受けた財産の種類
【必須】 種類: 現金、預貯金等

(3) 贈与を受けた財産の細目
【必須】 細目: 現金、預貯金等

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄・名称等
 利用区分: 現金
 銘柄・名称等:

(5) 財産の所在地
※ 預貯金、有価証券及び生命保険金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
[全角40文字以内]
 〒145田区東が崎3-1-1

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。
財産の評価方法はこちら

計算ボタンを押すと、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量（㎡、株数等）
※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。 [10桁以内] ㎡、株数等

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ●いいえ [各7桁以内]

財産の単価
（路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり） [10桁以内] 円 **計算**

固定資産税評価額
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地（倍率方式）及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。
※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。 [10桁以内] 円

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ●いいえ [各7桁以内]

固定資産税評価額に掛ける倍率
※ 固定資産税評価額を基として評価する土地（倍率方式）及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 [4桁以内] 倍 **計算**

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額
【必須】 [10桁以内] 2,000,000 円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。 **財産の追加**

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了（次へ）>**

贈与により財産を取得した日を入力してください。

贈与により取得した財産の①種類及び②細目並びに③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。

この事例では、贈与により取得した財産は現金ですので、①種類及び②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与により取得した財産の所在地を入力してください。

贈与により取得した財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与により取得した財産の価額を入力してください。

同じ贈与者からほかにも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により取得した財産の入力を行ってください。

入力が終わったら、**入力終了（次へ）>** をクリックしてください。

3 取得財産の入力画面で、入力内容を確認します。

e-Tax
取得財産の入力

当画面の入力

入力内容を確認してください。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終わった時点で他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No.	贈与者	取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	現金、預貯金等 現金、預貯金等	平成26年 2月 27日 2,000,000円	修正	削除
2					
3					

贈与者を追加する

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高2,500万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期時に提出した場合に限り控除することができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期日の経過後に提出される方は、こちら

< 戻る (生年月日等の入力へ) 入力データを保存する **入力終了(次へ) >**

57ページの①及び②の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。

修正 又は **削除** をクリックすることにより、入力した内容を修正し、又は削除することができます。

他の贈与者から贈与により取得した財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、57ページの①及び②の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

配偶者控除の特例の適用を受ける財産を追加する場合には、「**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)**」をクリックします。

相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する場合には、「**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)**」をクリックします。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

4 贈与税額計算結果表示画面で、入力漏れがないか確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 日 / 月 / 年	財産の価額
現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	平成26年 2月 27日	2,000,000円
		円
		円

暦年課税の財産の価額の合計額 (1) 2,000,000円

配偶者控除額 (2) 円

基礎控除額 (3) 1,100,000円

(2)及び(3)の控除後の課税価格 (4) 900,000円

(4)に対する税額 (5) 90,000円

外国税額の控除額 (6) 円 **控除額の入力**

医療法人持分税額控除額 (7) 円 **控除額の入力**

差引税額 (8) 90,000円

相続時精算課税分

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (9) 円

特定贈与者ごとの差引税額の合計額 (10) 円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予又は医療法人持分納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額 (11)	2,000,000円
差引税額の合計額 (12)	90,000円
農地等納税猶予税額 (13) 猶予税額の入力	円
株式等納税猶予税額 (14) 猶予税額の入力	円
医療法人持分納税猶予税額 (15) 猶予税額の入力	円
申告期限までに納付すべき税額 (16)	90,000円

あなたが平成27年3月16日(月)までに納付すべき平成26年分の贈与税額は
90,000円 となります。

納付方法については、よくある質問をご覧ください。

< 戻る 入力データを保存する **申告書等作成終了 次へ >**

贈与により取得した財産について表示がされているか確認してください。

入力した金額等が誤っている場合又は入力未済となっているものがある場合には、**< 戻る** をクリックすると、このページの③の画面に戻りますので、訂正入力等を行ってください。

確認が終わったら、**申告書等作成終了 次へ >** をクリックしてください。

Ⅲ 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署に提出してください。